

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
生涯スポーツ振興業務委託	令和6年4月1日	（公財）神戸市スポーツ協会	3,313,470	本業務は、市民スポーツ振興事業についての特定の技術や知見ノウハウ、実績、ネットワークを活用できる者と契約しなければ、契約の目的を達成できず、競争入札に適さないため、その性質又は目的が競争入札に適しないことから、随意契約を締結する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）	文化スポーツ局スポーツ企画課 （Tel：322-5819）
神戸市立博物館画像提供業務	令和6年4月1日	株式会社DNP アートコミュニケーションズ	2,800,000	本業務は平成26年度下半期より平成31年度まで、公募型プロポーザル方式による委託を毎年度実施したが、企画提案書を提出し、本業務を受託した者は、現在の契約相手方1社の状況が続いた。 上記業者は東京国立博物館や福岡市博物館、ルーヴル美術館など国内外の主要博物館の同業務を受託しており、相乗効果による利用料徴収も見込まれる。 上記業者と契約しなければ、適切な業務遂行と安定した利用料収入を達成することは困難であることから、随意契約を締結する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局博物館学芸課 （Tel：391-0035）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
神戸ゆかりの美術館管理等委託業務	令和6年4月1日	神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体 代表団体 株式会社神戸新聞地域創造	41,642,000	ゆかりの美術館は、ファッション美術館のフロアーの一部を転用したため、エントランス、来館者用トイレ等が共用であり、光熱水費の使用、空調・電話設備、監視システムなどが同館と分離できない。そのため、清掃・警備・電話保守、共用設備・機械の管理補修、建築物設備点検などはファッション美術館と一体的に行う必要があり、またその方が効率的である。 以上の理由により、神戸ファッション美術館の指定管理者である神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体の代表団体である株式会社神戸新聞地域創造に委託する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局神戸ゆかりの美術館 （Tel：858-1520）
女子サッカー振興事業	令和6年4月1日	アイナックフットボールクラブ株式会社	8,800,000	アイナックフットボールクラブ株式会社は、市民球団「INAC神戸レオネッサ」の運営会社であり、以下の理由により、本事業を実施できる唯一の事業者であることから、随意契約を締結する。 1．WEリーグ戦への市民招待等の観戦事業の実施により、市民に「みる」スポーツの楽しさを知ってもらうことができる。 2．WEリーグで活躍する選手が多数在籍しており、女子サッカー選手を活用したサッカークリニックや学校訪問事業により子ども達に夢を与える事業を展開できる。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局スポーツ企画課 （Tel：078-322-5309）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
市民スポーツ振興事業 （ヴィッセル神戸）	令和6年4月1日	楽天ヴィッセル神戸株式会社	150,000,000	楽天ヴィッセル神戸株式会社は、市民球団「ヴィッセル神戸」の運営会社であり、以下の理由により、本事業を実施できる唯一の事業者であることから、随意契約を締結する。 1．多数の公認指導者等が在籍しており、これらの専門家を活用したサッカークリニックや市民講座を実施できる。 2．Jリーグ戦への市民招待等の観戦事業の実施により、市民に「みる」スポーツの楽しさを知ってもらうことができる。 3．クラブに所属するプロ選手の学校への派遣により、子ども達に夢を与える事業を展開できる。また、地域イベントへのマスコットキャラクター等の派遣を通じて、地域活性化に資することも出来る。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局スポーツ企画課 （TEL：078-322-5309）
いぶきの森球技場一般開放及び施設管理・運営業務	令和6年4月1日	楽天ヴィッセル神戸株式会社	10,872,360	1．「いぶきの森球技場」については、市民球団「ヴィッセル神戸」の練習場として利用するため、楽天ヴィッセル神戸㈱と市は賃貸借契約を締結し、同社に貸し出している。 2．球技場の一般利用はヴィッセル神戸の練習やその他の事業との利用調整が必要なことから球技場の利用状況についてリアルタイムで管理できる同社のみが、一般利用受付及び利用調整を実施できる。また、ハード面についても、同社が通常実施する管理・運営と併せて行うことで、より効率的・経済的に実施することができる。 3．このほか、同社は市民球団「ヴィッセル神戸」の運営事業者であることからチームを活用した事業の実施を決定できる唯一の団体である。 以上より、本事業を実施できるのは同社のみである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局スポーツ企画課 （TEL：078-322-5309）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
ラグビー振興事業	令和6年4月1日	株式会社神戸製鋼所 ラグビーセンター	4,000,000	本業務は、下記事業を実施予定であるが、これら事業を実施することができるのは、市民球団「コベルコ神戸スティーラーズ」の運営会社である(株)神戸製鋼所ラグビーセンターのみであることから、随意契約を締結する。 ①ジャパンラグビーリーグワン「コベルコ神戸スティーラーズ」のホームゲームにおける市民向け各種観戦会や、観戦会の開催に合わせたPRを実施することによる「観る」スポーツの振興。 ②まちの賑わい創出を図ることを目的とした、駅前広場等のまちなかでのスポーツイベントの実施。 ③ジャパンラグビーリーグワン「コベルコ神戸スティーラーズ」のホームゲームでのスタジアム大型ビジョン等を活用した市政PRの実施。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局スポーツ企画課 （TEL：078-322-5309）
史跡五色塚古墳他管理業務	令和6年4月1日	特定非営利活動法人 輝かすみが丘	9,405,600円	五色塚古墳は神戸を代表する貴重な歴史遺産として、適切に管理・運営を行う必要がある。これには文化庁の報告書にもあるように、地域と行政が連携して継続的に協働実施されることが望ましい。 当該団体は地域住民で構成され、小学校や地域の他団体と連携し、五色塚古墳を活用して地域に密着した活動を積極的に実施してきた実績があり、史跡の景観向上にも寄与してきた。 以上のように、当地域において、地域住民に密着して史跡の活用ができ、なおかつ史跡の十分な管理を行うことができる団体は他にないことから、随意契約を締結する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化財課 （TEL：322-5799）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
三宮プラッツの賑わい創出事業	令和6年4月1日	株式会社トーハク	10,035,388	(株)トーハクは、「三宮プラッツ活用事業者募集にかかる公募型プロポーザル」において、三宮プラッツ活用事業者選定委員会により、三宮プラッツの企画・経営・運営体制等に相応しいと判断、選定された事業者であり、その活用期間は最長5年（令和9年3月31日）までとなっている。 (株)トーハクは令和4年度の期間における活用事業の実施にあたり、関係機関との調整、イベント実施時の安全確保等に関し、問題なく業務を遂行し、数多くの個人、団体へ働きかけることで新たに関係を築き上げ、日常的にイベントを開催した結果、令和5年度は12,000人を超える来場者があったという実績を有している。 令和6年度の本委託事業を迅速かつ円滑に業務を履行するにあたり、当該空間の運用に精通し、三宮プラッツにおけるまちの賑わい創出について、知識とノウハウを有し、令和5年度の活用・運営状況も良好であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化交流課 （TEL：078-322-5165）
神戸市スポーツ情報サイト「KOBE SPORTS WEB」管理運営業務に係る委託契約	令和6年4月1日	株式会社ユーシスデム	1,243,990	本業務は、サーバやドメインの保守管理、コンテンツの追加・修正に伴うデザインの修正やCMSの再構築を行う業務である。 上記業務を遂行するには、サイトの詳細な仕様を理解している必要があることから、当該サイト構築事業者と随意契約を締結する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局スポーツ企画課 （TEL：078-322-5309）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
新・神戸文化ホール整備 の設計等・管理運営計画 策定支援業務	令和6年4月1日	(公財) 可児市文化 芸術振興財団	1, 230, 000	新・神戸文化ホールの設計・管理運営計画の策定業務は、ホール運 営の実務経験があり、舞台芸術等に精通した特定の技術・知見を有 する者でないと、目的を達成できないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化 交流課 （TEL：078-322- 6490）
新・神戸文化ホール整備 の設計等・管理運営計画 策定支援業務	令和6年4月1日	熊井一記	3, 000, 000	本業務は新・神戸文化ホールの整備（令和9年度予定）に向け て、基本計画をもとに管理運営計画の検討業務などに対する専門 的・技術的助言、ホール運用に関する調査・分析等を委託するもの である。 本委託事業を履行するにあたっては、新しいホールの立ち上げや、 実際のホール運営に関与した経験、及び他の劇場、音楽堂等との幅 広いネットワークに基づいた業務支援を求めている。 加えて、令和6年度の業務を迅速かつ円滑に開始するにあたって は、今後の新・神戸文化ホールの整備に向けた業務であるという性 質上、これまで一連の新・神戸文化ホールの設計や管理運営計画に かかる検討状況や経緯について高度な理解が不可欠である。 上記の条件に合致する者は当該候補者しかいないため、特命随意 契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化 交流課 （TEL：078-322- 6490）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
旧生田文化会館施設管理業務	令和6年4月1日	関電ファシリ ティーズ株式会社	2,422,860	・旧生田文化会館は県庁再整備等の進捗により、県による活用が見込まれるため、施設管理業務については半年ごとの契約にする必要があり、それに応じた施設管理のスケジュールの立案も必要になる。半年間の契約を締結することが条件となるが、これまで生田文化会館の施設管理業務を受託していた実績もあり、半年間の施設管理業務のスケジュールを立てられるのは、本業者しかない。 ・本業者は、これまで生田文化会館の施設管理業務を指定管理者との契約のもとで行っており、これまでの現場の状況等をよく把握している。また、半年間という短期間で、熟練した管理者と清掃員を確保することは困難であり、本業務を受託できるのは、長年生田文化会館の管理運営を受託しており、成績も良好である本業者しかない。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化 交流課 （TEL：078-322- 6495）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
「KOBEmachinakaパフォーマンス（バスキング型）」企画運営業務	令和6年4月1日	（公財）神戸市民文化振興財団	12,500,000	本制度は、神戸市内におけるアーティストの活動機会を増加させること及びまちのにぎわい創出を目的としている。この目的を達成するためには、単に本制度を事務的に運用するだけでは不十分であり、活動機会を求めるアーティストやパフォーマーとのマッチングといったような他の施策との有機的な連携や、神戸のまち及び市内の文化芸術に関する深い造詣を持ったうえで取り組むことが不可欠である。 財団は、「神戸市民の文化活動の振興に資する事業を行い、もって個性豊かな魅力ある神戸文化の創造に寄与する」（定款第3条）ことを目的に設立された団体であり、長年その専門性と機動性を活かし、本市の文化振興施策の実施機関として、神戸文化ホールの運営をはじめとする市の文化政策の実現を担ってきた。市と財団は、文化創生都市づくりのパートナーとして、芸術文化を通して神戸のブランド力向上とまちの活性化を図り、神戸の存在感を高めるために、市は「市民が主体となった文化活動を支援し、市民の創造性を育む」こと、さらに財団は「優れた芸術文化を育み、市民とつなぐ」ことをミッションとして、それぞれの役割分担を明確にして強固な連携体制を築いている。さらに財団は、平成28年4月に、理事長に芸術文化への造詣と経営ノウハウを兼ね備えた民間人材を迎え、評議員、理事の刷新を図り、団体としてのガバナンス（統治能力）、マネジメント能力、経営基盤を一層強固にした。同時に、旧演奏協会との合併により、高い演奏水準を誇る神戸市室内合奏団と神戸市混声合唱団を財団演奏部に迎え、ホールの事業展開にさらに厚みを加えるなどしたことにより、市のパートナーとして文化芸術を振興していくうえで、他に代えがたい実績と能力を有している。加えて、財団では令和3年度から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動の場が減っている地元アーティスト等に対し気軽に相談ができる「こうべ文化芸術相談窓口」を設置し、文化芸術活動に関する相談に情報提供や助言等を行ってきている。 以上のことから、本制度の目的達成のために必要不可欠な要素を兼ね備えている上記事業者が最適であり、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化交流課 （Tel：078-322-5165）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
新・神戸文化ホール整備 にかかる設計等・管理運 営計画策定支援業務	令和6年4月1日	有限会社空間創造 研究所	23,364,000	委託先候補については、令和5年度の「新・神戸文化ホール整備にかかかる設計・管理運営計画策定等支援業務」において、専門的・技術的助言等で非常に有効な役割を果たした。令和6年度の支援業務を迅速かつ円滑に実施するにあたっては、これまでの一連の新・神戸文化ホールの設計や管理運営計画にかかる検討状況や経緯について高度な理解をした上で今後の新・神戸文化ホールの整備に向けて業務を行っていただくことが必要不可欠であるため、当該委託先候補と特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化 交流課 （TEL：078-322- 6490）
神戸市立博物館インフォ メーション業務	令和6年4月1日	日東カストディア ルサービス（株） 神戸支店	13,035,066	本業務の遂行には洗練された接客対応能力を有した委託先と契約しなければ契約目的が達成されない。 当該業務については、前年度に当該事業者と委託契約を締結していたが、博物館では前年度に引き続き特別展会期中であるため、委託業者の交代が困難であることから、随意契約を締結する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	神戸市立博物館管理課 （TEL：078-391-0035）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
新・神戸文化ホール整備 にかかる設計支援業務	令和6年4月1日	公益財団法人神戸 市民文化振興財団	6,000,000	本業務は新・神戸文化ホールの整備（令和9年度予定）に向けて、整備基本計画をもとに作成される設計資料などに対する専門的・技術的助言や提案などを求めるものである。 本委託事業を履行するにあたっては、現・神戸文化ホールの利用者の声や利用状況を把握しており、新しいホールの立ち上げや、実際のホール運営に関与した経験がある人材が必要である。 加えて、令和6年度の業務を迅速かつ円滑に開始するにあたっては、今後の新・神戸文化ホールの整備に向けた業務であるという性質上、これまで一連の新・神戸文化ホールの設計の検討状況の経緯について高度な理解が不可欠である。 上記の条件に合致する団体は当該候補者しかいないため、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化 交流課 （Tel：078-322- 6490）
ブランチ神戸学園都市に おける「予約図書受取 コーナー」業務委託	令和6年4月2日	認定NPO法人コ ミュニティ・サ ポートセンター神 戸	3,105,000	当該団体は、既にブランチ神戸学園都市において、所有者である大和リース株式会社と協働で地域交流拠点を運営しており、当地で効率的、安定的な運営を期待できる唯一の団体であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局中央 図書館総務課 （Tel：078-371- 3351）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
図書館システムへのMKID 方式導入関連対応業務	令和6年5月13日	富士通Japan株式 会社兵庫公共ビジ ネス部	3, 923, 400	本件の業務内容は、法律の改正に伴い現行のマイナンバーカードの 利用システムでは触法することが分かったため、全館の窓口業務用 端末への新しいマイナンバー連携システム（MKID方式）の設定を行 うものである。 本件の契約相手方は、総合評価方式一般競争入札により令和5年度 からの5年契約で上位システムである図書館業務システムの提供と運 用保守を行っている富士通Japan株式会社兵庫公共ビジネス部であ る。図書館業務システムで使用しているパッケージシステムが同社 の製品であるため、本件を履行できる事業者は、当該事業者のみで ある。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局中央 図書館総務課 （TEL：078-371- 3352）
VPNソフトウェア保守終了 に伴うVPNルータ導入に関 する業務委託	令和6年5月17日	(株)ニッセイコム	4, 142, 600	本業務は、あじさいネット業務端末を利用できるよう環境設定を委 託する業務である。 本業務を遂行するためには、同システムの設定環境情報等にかかる 知識や運用ノウハウを熟知している必要があり、当該環境を構築し た委託事業者しか本業務を行うことは困難であることから、随意契 約を締結する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）	文化スポーツ局ス ポーツ企画課 （TEL：078-322- 5027）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
大人数フルートアンサンブル企画運営業務	令和6年6月7日	一般社団法人クレッシェンドシステム	4,400,000	本委託事業は、大人数フルートアンサンブルにかかる企画運営業務を委託するものであるが、本事業の遂行にあたっては音楽、特にフルートの知識が必要不可欠である。業務内容には、フルートアンサンブルで使用する曲の選定や編曲、イベントに参加するフルーティストへの演奏指導も含まれており、これらの業務はフルートに精通している者にしかできない業務である。 一般社団法人クレッシェンドシステムの代表理事である野原氏は過去の大人数フルートアンサンブルでも編曲やフルーティストへの演奏指導等を担当しており、今回の業務を任せることに適している人物である。 さらに、今回は特別ゲストとして、前回の神戸国際フルートコンクールの優勝者であるマリオ・ブルーノ氏（イタリア）を迎える予定であり、マリオ氏との事前の連絡調整から当日の対応まで、これらの業務を一括して担うことができる事業者はクレッシェンドシステムだけである。今回の事業に最も適しており、過去の実績も問題ないことから、一般社団法人クレッシェンドシステムと特命随意契約を締結する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化交流課 （TEL：078-322-5165）
兵庫県指定重要有形文化財「西尾家住宅」調査報告書にかかる調査業務	令和6年6月14日	一級建築士事務所 仕立建築舎	1,331,000	文化財建造物、とりわけ「西尾家住宅」の調査、知識、経験を有する一級建築士兼ヘリテージマネージャーに委託する必要がある、競争入札に適さないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）	文化スポーツ局文化財課 （TEL：322-5798）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
中央図書館電動集密書架 改修業務	令和6年6月17日	日本ファイリング 株式会社大阪支店	64,735,000	既設メーカーの独自技術に基づき設計施工された電動書架の改修である。対象の電動書架は設置から44年を経過しており、メーカーの推奨する更新年を超過しており、故障リスクが高まっているため、予防保全の観点から大規模改修を行う。本業務は、劣化が少なく引き続き使用可能な部位は流用することとしており、部分更新を行うことで、作業による電動書架の停止期間を極力短縮し、施設運用に与える影響を最小限にする。なお、流用する部位は、電動書架本体やガイドレール等であるが、電動書架を円滑に作動するためには、改修部位（駆動装置、制御プログラム、安全停止バー等）と既設部位との機械的整合が重要である。また、改修後の運転中におけるシステム性能の保証も重要であり、上記内容を保証できる施工は、既設メーカーである上記業者でなければ不可能であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局中央 図書館総務課 （Tel：371-3351）
自然の家キャビン施設改 修工事に係る業務	令和6年6月27日	六甲アウトドア・ エデュテインメン ト共同企業体	22,799,548	委託先候補者は、リニューアル及び10年間の施設運営について提案を求めた令和4年度指定管理者公募において選定された事業者であり、令和5年度に神戸市立自然の家リニューアル工事に係る業務事業契約（以下、「前契約」という）を受託、施工している。キャビン施設改修工事に係る業務事業契約（以下、「本契約」という）については、前契約の設計をもとに工事施工する他、前契約による設計以降に確認された、当初市が提供していた竣工図面になかったパターンのキャビン施設について、建物の追加調査・実測・設計を行う。 また、前契約の設計から生じうる変更については、本契約の施工が完了するまでは引き続き、前契約第20条に規定する本市から前契約委託先に対する設計変更の請求・提案の権利を担保する必要があることから、本契約は前契約と一体の関係にある契約であり、前契約委託先を本契約の相手方としないと施行が不完全になるため、その性質又は目的が競争入札に適しない。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局ス ポーツ企画課 （Tel：078-322- 5284）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
バスケットボール振興事業	令和6年7月1日	株式会社ストークス	1, 500, 000	株式会社ストークスは「神戸ストークス」の運営会社であり、Bリーグ所属のプロバスケットボール選手を活用した効果的な事業の実施、広報等が可能な唯一の事業者であり、事業目的であるバスケットボール、及びスポーツ振興を果たせるのは同社のみであることから、特定の者と契約しなければ目的を達成できず、競争入札に適さないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項 2 号に該当）	文化スポーツ局スポーツ企画課 （Tel：078-322-5309）
王子スポーツセンター駐車場出入口整備工事業務	令和6年6月27日	一般財団法人 神戸住環境整備公社	25, 894, 000	（一財）神戸住環境整備公社は、公共工事の発注関係事務の実績が豊富で、業務に精通しており、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保できる市の外郭団体である。 また、当該施設に関して、これまで現場の状況や施設管理者との調整事項も熟知しており、本業務を遂行していくために必要な知識と能力を備えており、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 （地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号に該当）	文化スポーツ局スポーツ企画課 （Tel：078-322-5598）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
ポートアイランドスポーツセンター再整備検討調査業務委託	令和6年7月2日	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	7,920,000	当該事業者は、令和4年度に「ポートアイランドスポーツセンター再整備事業者選定アドバイザリー業務」に係る公募型プロポーザル方式で事業者の実績や提案内容等を評価して選定した業者であり、令和4年度から令和5年度にかけて行った再整備事業者選定に係る公募の実務の流れ（事業者募集資料の検討・作成、事業者募集／事業者への説明会／個別ヒアリング等）や入札不調に至った背景・経緯を熟知している。 再公募に向けて事業手法や仕様を効率的に再検討し、高度な専門性に基づく合理的な成果を得るために、当該事業者と随意契約を締結する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局スポーツ企画課 （TEL：078-322）
令和6（2024）年度旧山口邸庭園調査業務	令和6年8月1日	一般財団法人 建築研究協会	5,819,000	旧山口邸の庭園植栽と庭園の構成要素を総合的に把握し、今後の敷地内の保存活用 計画策定に向けた庭の調査報告書を作成する。文化財建造物の保存活用にあたり、庭園は密接に関係している。このため、名勝・庭園に関する知識、経験を有する文化財建造物修理主任技術者の在籍する委託先と契約しなければ、契約目的が達成できないため。地方自治法施行令第167条の2又は地方公営企業法施行令第21条の13（第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化財課 （TEL：078-322-5798） （内線：900-6427）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
北須磨文化センタープール棟屋上防水改修工事設計業務	令和6年8月26日	一般財団法人神戸住環境整備公社	4,462,000	公共工事の品質確保の促進に関する法律第21条の規定により、公共工事の発注者については、公共工事に関する専門的な知識・経験を有するとともに、法令の遵守、秘密の保持、また公正性を備えた者を選定する必要があり、建築住宅局に依頼したところ、業務過多のため本件業務を執行することが困難であり、一般財団法人神戸住環境整備公社を活用するよう回答があった。本市の外郭団体である一般財団法人神戸住環境整備公社は、法令遵守、公平性・中立性等を確保でき、法の要件を満たしており、公共事業である施設の発注から完成・発注、監理、検査まで一連で業務を行え、その実績も豊富である。また、当該施設に関して、これまで現場の状況や施設管理者との調整事項も熟知しており、今回の業務を遂行していくための必要な知識と能力を兼ね備えた唯一の団体であることから、同公社に委託を行う。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化交流課 （TEL：078-322-6495）
ハーバージャズナイト開催事業	令和6年9月30日	㈱ラジオ関西	2,500,000	「ハーバージャズナイト」は、昨年の神戸ジャズ100周年記念事業で盛り上がった機運を継続し、次の100年につないでいくための重要なイベントのひとつであり、当企画を通じて「ジャズの街・神戸」を全国に広く発信するとともに、夜間の時間帯に開催することで、市が推進しているナイトタイムエコノミーの取り組みにも寄与しようというものである。 ㈱ラジオ関西は、ジャズの力により神戸の街を活性化させるとともに「ジャズの街神戸」の全国への発信力を高めるために発足した「ジャズの街神戸推進協議会」の会員であり、日頃より神戸ジャズの発信・発展に寄与している。また同社は同協議会のラジオ番組「KOBE JAZZ-PHONIC RADIO（関西一円だけでなく、関東一円や東海3県（愛知・岐阜・三重）でも放送）」を放送しており、同番組とタイアップを行うことで幅広く「ジャズの街神戸」を発信することができるのと同時に、夜間に行われる本事業を宣伝してもらうことで、ナイトタイムエコノミーの推進にも寄与することができると考えている。さらに同社はハーバーランド高浜岸壁において毎年「ラジオ関西祭り」を開催しており、当該空間でのイベント開催についての知識・ノウハウを有しているため、本事業の運営等を円滑に行うことが可能であると考えられる。 以上のことから、本事業の趣旨・目的に則しながら適正に運営を担えるのは(株)ラジオ関西において他にないため、特命随意契約により当該事業者に委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化交流課 （TEL：078-322-5166）